

県立自然公園条例施行規則及び岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

県立自然公園条例施行規則及び岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 県立自然公園条例施行規則(昭和34年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公園事業の<u>執行認可等の申請</u>)</p> <p>第2条 条例第7条第3項の規定により公園事業の<u>執行の認可を受けようとする者は、公園事業執行認可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号及び第6号に掲げる書類を除く。</u></p> <p>(1) <u>施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図</u></p> <p>(2) <u>施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</u></p> <p>(3) <u>施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図</u></p> <p>(4) <u>工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面</u></p> <p>(5) <u>工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに数量、単価、金額及びその内訳を記載した書類</u></p> <p>(6) <u>施設の管理又は経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類</u></p> <p>(7) <u>法人にあつては、次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</u></p> <p>イ <u>認可申請に関する意思決定を証する書類</u></p> <p>(8) <u>法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄附行為又は規約</u></p> <p>(9) <u>法人格のない組合(以下「組合」という。)にあつては、次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>組合契約書の写し</u></p> <p>イ <u>認可申請に関する意思決定を証する書類</u></p>	<p>(公園事業の<u>執行の認可</u>)</p> <p>第2条 条例第7条第3項の認可は、<u>公園施設(条例第2条第3号アからサまでに掲げる施設をいう。以下同じ。)ごとに受けるものとする。</u></p>

(10) 当該事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(11) 当該事業の執行に当たって必要となる資金を調達することができることを証する書類

(12) 当該事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定に基づき土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(供用開始期日の延期等の承認申請)

第2条の2 条例第7条の2第3項の規定に基づく期日の延期又は期間の伸長の申請は、供用開始期日延期(工事着手期間伸長、工事完了期日延期)承認申請書(様式第2号)を知事に提出することにより行うものとする。

(管理又は経営の方法の届出)

第2条の3 条例第7条の3の規定による届出は、施設の管理(経営)方法(方法変更)届(様式第3号)によらなければならない。

(施設の変更等の承認申請)

第2条の4 条例第7条の4の規定による承認を受けようとする者は、公園事業の執行認可事項変更承認申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 施設の位置の変更の場合にあつては、変更後の施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図、縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(2) 施設の規模及び構造の変更の場合にあつては、変更後の施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

(3) 施設の管理又は経営方法の概要の変更の場合にあつては、変更の概要を明らかにした書類

(公園事業の執行認可の申請)

第2条の2 条例第7条第4項の申請書は、別に定める様式による公園事業執行認可申請書によらなければならない。

第2条の3 条例第7条第4項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

(2) 条例第2条第3号アからケまでに掲げる施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

第2条の4 条例第7条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第12号に掲げる書類を除く。

(1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図

(2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設

の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(4) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他当該公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(7) 個人にあっては、住民票の写し

(8) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(9) 法人を設立しようとする者にあっては、定款、寄附行為又は規約

(10) 法人格のない組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる書類

ア 組合契約書の写し

イ 認可申請に関する意思決定を証する書類

(11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(12) 公園事業の執行に当たって必要となる資金を調達することができることを証する書類

(13) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定に基づき土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

2 第2条の2の規定は、条例第7条の4第2項の規定の準用がある者について準用する。

(変更の承認を要しない事項)

第2条の5 条例第7条の4ただし書に規定する知事が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築物の内部の構造の変更であってその変更が軽易なもの

(2) 第5条各号に掲げる行為に該当するもの

(公園事業の内容の変更の認可の申請)

第2条の5 条例第7条第7項の申請書は、別に定める様式による公園施設変更等認可申請書によらなければならない。

2 条例第7条第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の位置の変更の場合にあっては、変更後の当該公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図並びに当該公園施設の付近の状況を明らかにした

(事業の休止及び廃止の承認申請)

第2条の6 条例第7条の5の規定による承認を受けようとする者は、公園事業休止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。この場合において、承認を受けようとする者が法人又は組合にあつては、公園事業休止（廃止）に関する意思決定を証する書類を添付しなければならない。

(地位の承継の承認の申請)

第2条の7 条例第7条の6第1項の規定による承認を受けようとする者は、公園事業承継承認申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡に関する契約書の写し
- (2) 譲渡価格の明細書
- (3) 譲受人が現に条例第7条の4第1項に規定する公園事業者（以下「公園事業者」という。）でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し
- (4) 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約
- (5) 譲渡人又は譲受人が法人又は組合であるときは、公園事業者たる地位の譲渡又は譲受けに関する意思決定を証する書類

縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(2) 公園施設の規模及び構造の変更の場合にあつては、変更後の当該公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある当該公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(3) 公園施設の管理又は経営の方法の概要の変更の場合にあつては、変更の概要を明らかにした書類
(変更の認可を要しない軽微な変更)

第2条の6 条例第7条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第7条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- (5) 第2条の3第2号及び第3号に掲げる事項
(変更の認可を要しない軽微な変更の届出)

第2条の7 条例第7条第9項の規定による届出は、別に定める様式による公園施設軽微変更届を提出して行わなければならない。

(届出)

第2条の8 公園事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。

- (1) 公園事業の執行として工事を施行する場合（第2条の5第2号に掲げる行為に該当する工事を施行する場合を除く。）には、当該工事に着手し、及びこれを完了したとき。 工事着手（完了）届（様式第7号）
- (2) 施設の供用を開始したとき。 施設供用開始届（様式第8号）
- (3) 行政庁の許可、認可その他の処分により公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。 公園事業休止（廃止）届（様式第9号）
- (4) 休止した施設の供用を再開したとき。 施設供用再開届（様式第10号）
- (5) 行政庁の許可、認可その他の処分により公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき。 公園事業譲渡承継届（様式第11号）
- (6) 相続、合併又は分割により公園事業者たる地位を承継したとき。 公園事業相続（合併、分割）承継届（様式第12号）
- (7) 住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。 住所（氏名）変更届（様式第13号）
- (8) 法人を設立したとき。 法人設立届（様式第14号）
- (9) 法人を解散しようとするとき。 法人解散届（様式第15号）

(事業の休止及び廃止の承認申請)

第2条の8 条例第7条の2の規定による承認を受けようとする者は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1か月前までに、別に定める様式による公園事業休止（廃止）承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第2条の4第1号及び第2号に掲げる図面
- (2) 法人又は組合にあつては、公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類

(地位の承継の承認の申請)

第2条の9 条例第7条の3第1項の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式による法人の合併（分割）による公園事業地位承継承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 第2条の4第1号、第2号及び第11号に掲げる図面及び書類
- (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

(市町村の行う公園事業)

第3条 第2条から前条までの規定は、条例第7条第2項に基づいて市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、第2条中「認可を受けようとする者は、公園事業執行認可申請書」とあるのは「同意を得ようとする者は、公園事業執行協議書」と、第2条の2中「申請は、供用開始期日延期（工事着手期間伸長、工事完了期日延期）承認申請書」とあるのは「協議の申出は、供用開始期日延期（工事着手期間伸長、工事完了期日延期）協議書」と、第2条の4第1項中「承認を受けようとする者は、公園事業の執行認可事項変更承認申請書」とあるのは「同意を得ようとする者は、公園事業の執行同意事項変更協議書」と、第2条の6中「承認を受けようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、「公園事業休止（廃止）承認申請書」とあるのは「公園事業休止（廃止）届出書」と、第2条の7中「承認を受けようとする者は、公園事業承継承認申請書」とあるのは「届出をしようとする者は、公園事業承継届出書」と読み替えるものとする。

2 条例第7条の3第2項の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式による相続による公園事業地位承継承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 相続人の住民票の写し

(2) 第2条の4第1号、第2号及び第11号に掲げる図面及び書類

(3) 被相続人との続柄を証する書類

(4) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(認可の失効の届出)

第2条の10 条例第7条の6第2項の規定による届出は、別に定める様式による公園事業執行認可失効届に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第2条の4第1号及び第2号に掲げる図面

(2) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

(市町村の行う公園事業)

第3条 第2条から前条までの規定（第2条の9第1項第1号及び第3号並びに第2項の規定を除く。）は、条例第7条第2項に基づいて市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、第2条中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の同意」と、第2条の2中「第7条第4項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第4項の申請書」と、「公園事業執行認可申請書」とあるのは「公園事業執行同意申請書」と、第2条の4中「運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第12号に掲げる書類」とあるのは「市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第6号から第12号までに掲げる書類」と、第2条の5中「第7条第7項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第7項の申請書」と、「公園施設変更等認可申請書」とあるのは「公園施設変更等同意申請書」と、第2条の8中「第7条の2の規定による承認を受けようとする者」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の2の規定により届出をしようとする者」と、「公園事業休止（廃止）承認申請書」とあるのは「公園事業休止（廃止）届出書」と、第2条の9第1項中「第7条の3第1項の規定による承認」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条

(特別地域内における行為の許可申請)

第4条 条例第10条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる申請書に、同表右欄に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長に提出しなければならない。

行為の種類	申請書の様式	添付書類
条例第10条第4項第1号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書(様式第16号)	位置図 概況図 写真 平面図 立面図 断面図 構造図 意匠配色図 修景計画図
条例第10条第4項第2号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書(様式第17号)	位置図 概況図 写真 平面図
条例第10条第4項第3号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書(様式第18号)	位置図 概況図 写真 修景計画図(施設を設ける場合は、以上に掲げるもののほか平面図、立面図、構造図及び意匠配色図を添付すること。)
条例第10条第4項第4号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書(様式第19号)	[略]
条例第10条第4項第5号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書(様式第	[略]

例第7条の3第1項の規定による同意」と、「法人の合併(分割)による公園事業地位承継承認申請書」とあるのは「公園事業地位承継同意申請書」と、第2条の10中「第7条の6第2項の規定による」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の6第2項の規定による」と、「公園事業執行認可失効届」とあるのは「公園事業執行同意失効届」と読み替えるものとする。

(特別地域内における行為の許可申請)

第4条 条例第10条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる申請書に、同表右欄に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長に提出しなければならない。

行為の種類	申請書	添付書類
条例第10条第4項第1号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書	位置図 概況図 写真 各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図 構造図 意匠配色図 修景計画図
条例第10条第4項第2号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内木竹伐採許可申請書	位置図 概況図 写真 各階平面図
条例第10条第4項第3号に該当する行為	別に定める様式による指定区域内木竹損傷許可申請書	位置図 概況図 写真
条例第10条第4項第4号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書	位置図 概況図 写真 修景計画図(施設を設ける場合は、以上に掲げるもののほか各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の構造図及び意匠配色図を添付すること。)
条例第10条第4項第5号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内水位(水量)増減行為許可申請書	[略]
条例第10条第4項第6号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内広	[略]

する行為	20号)	
条例第10条第4項第6号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第21号）	[略]
条例第10条第4項第7号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第22号）	位置図 概況図 写真 平面図 断面図
条例第10条第4項第8号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第23号）	位置図 概況図 写真 平面図 断面図 修景計画図
条例第10条第4項第9号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第24号）	[略]
条例第10条第4項第10号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第25号）	[略]
条例第10条第4項第11号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第26号）	[略]
条例第10条第4項第12号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第27号）	[略]

する行為	告物設置等許可申請書	
条例第10条第4項第7号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書	[略]
条例第10条第4項第8号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内水面埋立（干拓）許可申請書	位置図 概況図 写真 各階平面図 二面以上の断面図
条例第10条第4項第9号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内土地形状変更許可申請書	位置図 概況図 写真 各階平面図 二面以上の断面図 修景計画図
条例第10条第4項第10号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内高山植物等採取等許可申請書	[略]
条例第10条第4項第11号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内木竹以外の植物植栽（は播種）許可申請書	位置図 概況図 写真 意匠配色図
条例第10条第4項第12号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書	[略]
条例第10条第4項第13号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内動物の放出許可申請書	位置図 概況図 写真
条例第10条第4項第14号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内工作物等色彩変更許可申請書	[略]
条例第10条第4項第15号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内指定区域内への立入	[略]

条例第10条第4項第13号に該当する行為	特別地域内行為許可申請書（様式第28号）	[略]

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (2)・(3) [略]
 - (4) 平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 - (5) [略]
- (特別地域内における行為の許可の基準)

第4条の2 [略]

2 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（申請に係る県立自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について条例第10条第4項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可の基準は、前項第2号から第5号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3～11 [略]

12 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適

	り許可申請書	
条例第10条第4項第16号に該当する行為	別に定める様式による特別地域内車馬使用等許可申請書	[略]

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
 - (2)・(3) [略]
 - (4) 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 - (5) [略]
- (特別地域内における行為の許可の基準)

第4条の2 [略]

2 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（申請に係る県立自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について条例第10条第4項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可の基準は、前項第2号から第5号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3～11 [略]

12 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適

用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、前項各号の規定の例によるほか、次の各号のいずれかとする。

(1) 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

13 [略]

14 条例第10条第4項第3号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可の基準は、坑口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

(1)～(3) [略]

15 条例第10条第4項第3号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1)～(5) [略]

16 条例第10条第4項第4号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

17 条例第10条第4項第5号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1)～(5) [略]

18 条例第10条第4項第6号に掲げる行為に係る基準は、次の

用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、前項各号の規定の例によるほか、次の各号のいずれかとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

13 [略]

14 条例第10条第4項第3号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

15 条例第10条第4項第4号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可の基準は、坑口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

(1)～(3) [略]

16 条例第10条第4項第4号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1)～(5) [略]

17 条例第10条第4項第5号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

18 条例第10条第4項第6号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1)～(5) [略]

19 条例第10条第4項第7号に掲げる行為に係る基準は、次の

とおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであって第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であって第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) [略]

(2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

(3)～(11) [略]

19 条例第10条第4項第7号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

20 条例第10条第4項第8号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

21 条例第10条第4項第9号及び第10号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

22 条例第10条第4項第11号に掲げる行為に係る許可の基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

23 条例第10条第4項第12号及び第13号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1)・(2) [略]

24 [略]

25 [略]

（土地所有者等との協議）

第4条の3 条例第10条第4項第12号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなもの

とおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであって第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であって第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) [略]

(2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

(3)～(11) [略]

20 条例第10条第4項第8号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

21 条例第10条第4項第9号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

22 条例第10条第4項第10号及び第12号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

23 条例第10条第4項第11号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のいずれかとする。

(1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 災害復旧のために行われるものであること。

24 条例第10条第4項第13号に掲げる行為に係る許可の基準は、第22項第1号の規定の例によるほか、条例第10条第4項第13号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

25 条例第10条第4項第14号に掲げる行為に係る許可の基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

26 条例第10条第4項第15号及び第16号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1)・(2) [略]

27 [略]

28 [略]

（土地所有者等との協議）

第4条の3 条例第10条第4項第15号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなもの

を除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議すること。

(既着手行為の届出)

第4条の4 条例第10条第5項、第6項又は第7項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出して行わなければならない。

- (1) 行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為の施行方法
- (6) 行為の完了の日又は予定日

2 前項の届書には、第4条の表の左欄に掲げる行為の種類に従つて同表の右欄に掲げる添付書類を添付しなければならない。ただし、条例第10条第6項の規定による届出の場合にあつては、位置図を添付すれば足りる。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第5条 条例第10条第8項第3号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

- (1)～(36) [略]
- (37) 宅地内にある植物で、条例第10条第4項第9号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- (38)～(44) [略]
- (45) 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。
- (46)～(55) [略]
- (56) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

を除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議すること。

(既着手行為の届出)

第4条の4 条例第10条第5項の規定による届出は、別に定める様式による特別地域内行為着手済届を提出して行わなければならない。

2 前項の届書には、第4条の表の左欄に掲げる行為の種類に従つて同表の右欄に掲げる添付書類を添付しなければならない。

(非常災害応急措置の届出)

第4条の5 条例第10条第6項の規定による届出は、別に定める様式による特別地域内非常災害応急措置届を提出して行わなければならない。

2 前項の届書には、位置図を添付しなければならない。

(特別地域内における木竹の植栽又は家畜の放牧の届出)

第4条の6 条例第10条第7項の規定による届出は、別に定める様式による特別地域内行為届を提出して行わなければならない。

2 第4条の4第2項の規定は、前項の届書について準用する。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

- (1)～(36) [略]
- (37) 宅地内にある植物で、条例第10条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- (38)～(44) [略]
- (45) 農業を営むために立ち入ること。
- (46)～(55) [略]
- (56) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行

(57) 条例第10条第4項第12号の規定に基づき知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(58) 条例第10条第4項第12号の規定に基づき知事が指定する区域の隣接地において、条例第10条第4項の許可を受けた行為又はこの条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(59)・(60) [略]

(61) 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

(62) 桑、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(63) 家畜を係留放牧すること。

(64)～(66) [略]

(67) 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(68)～(95) [略]

(96) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(97)・(98) [略]

う場合を含む。）。

(57) 条例第10条第4項第15号の規定に基づき知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(58) 条例第10条第4項第15号の規定に基づき知事が指定する区域の隣接地において、条例第10条第4項の許可を受けた行為又はこの条各号に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(59)・(60) [略]

(61) 知事が指定する区域以外の区域において木竹を植栽すること（条例第10条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

(62) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(63) 家畜を係留放牧すること（条例第10条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

(64)～(66) [略]

(67) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(68)～(95) [略]

(96) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る動物であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(97)・(98) [略]

(99) 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

(100) 宅地の木竹を損傷すること（条例第10条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

(101) 自家用のために木竹を損傷すること。

(102) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(103) 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(104) 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

- (105) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- (106) 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (107) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (108) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (109) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (110) 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- (111) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (112) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (113) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (114) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- (115) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (116) 農業を営むために条例第10条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。)
- (117) 森林の整備及び保全を図るために条例第10条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植

(99) [略]

(普通地域内における行為の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる届書に同表の右欄に掲げる書類を添えてしなければならない。

行為の種類	届書の様式	添付書類
条例第12条第1項第1号に該当する行為	<u>普通地域内行為届</u> (様式第29号)	位置図 概況図 写真 平面図 立面図 断面図 構造図 意匠配色図 修景計画図
条例第12条第1項第2号に該当する行為	<u>普通地域内行為届</u> (様式第30号)	[略]
条例第12条第1項第3号に該当する行為	<u>普通地域内行為届</u> (様式第31号)	[略]
条例第12条第1項第4号に該当する行為	<u>普通地域内行為届</u> (様式第32号)	位置図 概況図 写真 平面図 断面図

物の種子をまくこと。

(118) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第10条第4項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(条例第10条第4項第13号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)。

(119) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(120) 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(121) [略]

(普通地域内における行為の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる届書に同表の右欄に掲げる書類を添えてしなければならない。

行為の種類	届書	添付書類
条例第12条第1項第1号に該当する行為	<u>別に定める様式による普通地域内工作物新築(改築、増築)行為届</u>	位置図 概況図 写真 各階平面図 <u>二面以上の立面図</u> <u>二面以上の断面図</u> 構造図 意匠配色図 修景計画図
条例第12条第1項第2号に該当する行為	<u>別に定める様式による普通地域内水位(水量)増減行為届</u>	[略]
条例第12条第1項第3号に該当する行為	<u>別に定める様式による普通地域内広告物設置等行為届</u>	[略]
条例第12条第1項第4号に該当する行為	<u>別に定める様式による普通地域内水面埋立(干拓)行</u>	位置図 概況図 写真 各階平面図 <u>二面以上の断面</u>

条例第12条第1項 第5号に該当する 行為	<u>普通地域内行為届</u> (様式第33号)	位置図 概況図 写真 <u>平面図</u> 断面図 修景計画図
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------------

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (2)・(3) [略]
 - (4) 平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 - (5) [略]
- (普通地域内における届出を要しない行為)

第8条 条例第12条第7項第2号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1)～(17) [略]
- (許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等)

第8条の2 [略]

条例第12条第1項 第5号に該当する 行為	<u>為届</u> 別に定める様式による普通地域内土地形状変更行為届	図 位置図 概況図 写真 <u>各階平面図</u> <u>二面以上の断面</u> 図 修景計画図
-----------------------------	---------------------------------------	--

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
 - (2)・(3) [略]
 - (4) 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 - (5) [略]
- (普通地域内における届出を要しない行為)

第8条 条例第12条第7項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1)～(17) [略]
- (許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等)

第8条の2 [略]

(生態系維持回復事業の認定)

第8条の3 市町村以外の者が、条例第16条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ この条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (3) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア 生態系の状況の把握及び監視
 - イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - カ アからオまでに掲げるものに必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定の申請)

第8条の4 条例第16条の3第4項の申請書は、別に定める様式による生態系維持回復事業認定申請書によらなければならない。

2 条例第16条の3第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第16条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第8条の5 条例第16条の3第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の申請)

第8条の6 条例第16条の3第7項の申請書は、別に定める様式による生態系維持回復事業変更認定申請書によらなければならない。

2 条例第16条の3第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 変更後の生態系維持回復事業実施計画書

(2) 生態系維持回復事業を行う区域に変更があった場合は、変更後の区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第8条の7 条例第16条の3第9項の規定による届出は、別に定める様式による生態系維持回復事業軽微変更届を提出して行わなければならない。

(市町村の行う生態系維持回復事業)

第8条の8 第8条の3から前条までの規定は、条例第16条の3第2項に基づいて市町村が行う生態系維持回復事業について準用する。この場合において、第8条の3中「市町村以外の者が、条例第16条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号」とあるのは「市町村が、条例第16条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号（第1号を除く。）」と、「知事の認定」とあるのは「知事の確認」と、第8条の4第1項中「条例第16条の3第4項」とあるのは「条例第16条の3第10項において準用する同条第4項」と、「生態系維持回復事業認定申請書」とあるのは「生態系維持回復事業確認申請書」

と、第8条の6第1項中「条例第16条の3第7項」とあるのは「条例第16条の3第10項において準用する同条第7項」と、「生態系維持回復事業変更認定申請書」とあるのは「生態系維持回復事業変更確認申請書」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第33号までを削る。

(岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 岩手県自然環境保全条例施行規則(昭和49年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議)</p> <p>第14条 条例第14条第2項の規定による保全事業の執行の協議を申し出ようとする者は、保全事業執行協議書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議)</p> <p>第14条 条例第14条第2項の規定による保全事業の執行の協議を申し出ようとする者は、別に定める様式による保全事業執行協議書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</u> <u>当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。</u></p> <p>(10) <u>知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</u> <u>当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</u></p> <p>(11) <u>知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)</u> <u>当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p>

(非常災害の応急措置として行った行為の届出)

第17条 条例第15条第7項の規定による届出をしようとする者は、特別地区内非常災害応急措置届出書(様式第9号)を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

(既着手行為の届出)

第18条 条例第15条第9項の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を所管する局長に提出しなければならない。

区 分	届出書
条例第15条第4項第1号に掲げる行為	特別地区内既着手行為(工作物の新築(改築、増築))届出書(様式第10号)
条例第15条第4項第2号に掲げる行為	特別地区内既着手行為(土地の形質の変更)届出書(様式第11号)
条例第15条第4項第3号に掲げる行為	特別地区内既着手行為(鉱物の掘採、土石の採取)届出書(様式第12号)
条例第15条第4項第4号に掲げる行為	特別地区内既着手行為(水面の埋立て(干拓))届出書(様式第13号)
条例第15条第4項第5号に掲げる行為	特別地区内既着手行為(水位(水量)の増減)届出書(様式第14号)
条例第15条第4項第6号に掲げる行為	特別地区内既着手行為(木竹の伐採)届出書(様式第15号)
条例第15条第4項第7号に掲げる行為	特別地区内既着手行為(汚水(廃水)の排出)届出書(様式第16号)

(非常災害の応急措置として行った行為の届出)

第17条 条例第15条第7項の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による特別地区内非常災害応急措置届出書を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

(既着手行為の届出)

第18条 条例第15条第9項の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を所管する局長に提出しなければならない。

区 分	届出書
条例第15条第4項第1号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(工作物の新築(改築、増築))届出書
条例第15条第4項第2号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(土地の形質の変更)届出書
条例第15条第4項第3号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(鉱物の掘採、土石の採取)届出書
条例第15条第4項第4号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(水面の埋立て(干拓))届出書
条例第15条第4項第5号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(水位(水量)の増減)届出書
条例第15条第4項第6号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(木竹の伐採)届出書
条例第15条第4項第7号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(木竹の損傷)届出書
条例第15条第4項第8号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(植物の植栽、播種)届出書
条例第15条第4項第9号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(動物の放出)届出書
条例第15条第4項第10号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内既着手行為(汚水(廃水)の

号)

2 [略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第19条 条例第15条第10項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(特別地区内における許可等を要しない行為等)

第20条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) [略]

排出) 届出書

2 [略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第19条 条例第15条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) [略]

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(10) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(11) [略]

(12) [略]

(特別地区内における許可等を要しない行為等)

第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に

規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

シ 条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの

ア 森林の整備及び保全を図るために条例第15条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第15条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（条例第15条第4項第9号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって次に掲げ

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第15条第4項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは同法第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第15条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

第20条の2 条例第15条第10項第3号又は条例第16条第3項第5号の規則で定める目的であらかじめ知事に届け出たものとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（国立又は公立の大学を除く。）における教育又は学術研究のためにあらかじめ知事に届け出たものとする。

（特別地区内及び野生動植物保護地区内における行為の届出）

第20条の3 条例第15条第10項第3号の届出は、教育（学術研究）用特別地区内行為（鉱物掘採、土石採取）届出書（様式第16号の2）により行わなければならない。

3 条例第16条第3項第5号の届出は、教育（学術研究）用野生動植物保護地区内行為届出書（様式第16号の3）により行わなければならない。

4 [略]

（特別地区内における行為の許可の申請）

第20条の4 条例第15条第11項に規定する申請書は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる申請書によらなければならない。

区 分	申請書
条例第15条第4項第1号に掲げる行為	特別地区内行為（工作物の新築（改築、増築））許可申請書（様式第16号の4）

るもの

(ア) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第15条第4項第1号から第5号まで、第7号若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは同法第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第15条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

第20条の2 条例第15条第10項第4号又は条例第16条第3項第6号の規則で定める目的であらかじめ知事に届け出たものとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（国立又は公立の大学を除く。）における教育又は学術研究のためにあらかじめ知事に届け出たものとする。

（特別地区内及び野生動植物保護地区内における行為の届出）

第20条の3 条例第15条第10項第4号の届出は、別に定める様式による教育（学術研究）用特別地区内行為（鉱物掘採、土石採取）届出書により行わなければならない。

2 条例第16条第3項第6号の届出は、別に定める様式による教育（学術研究）用野生動植物保護地区内行為届出書により行わなければならない。

3 [略]

（特別地区内における行為の許可の申請）

第20条の4 条例第15条第11項に規定する申請書は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる申請書によらなければならない。

区 分	申請書
条例第15条第4項第1号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（工作物の新築（改築、増築））許可申請書

条例第15条第4項第2号に掲げる行為	特別地区内行為（土地の形質の変更）許可申請書（様式第16号の5）
条例第15条第4項第3号に掲げる行為	特別地区内行為（鉱物の掘採、土石の採取）許可申請書（様式第16号の6）
条例第15条第4項第4号に掲げる行為	特別地区内行為（水面の埋立て（干拓））許可申請書（様式第16号の7）
条例第15条第4項第5号に掲げる行為	特別地区内行為（水位（水量）の増減）許可申請書（様式第16号の8）
条例第15条第4項第6号に掲げる行為	特別地区内行為（木竹の伐採）許可申請書（様式第16号の9）
条例第15条第4項第7号に掲げる行為	特別地区内行為（汚水（廃水）の排出）許可申請書（様式第16号の10）
条例第15条第4項第8号に掲げる行為	特別地区内行為（車馬（動力船）の使用、航空機の着陸）許可申請書（様式第16号の11）

2 [略]

（特別地区内の行為の完了等の届出）

第20条の5 条例第15条第12項（条例第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による完了の届出は、工事完了届出書（様式第16号の12）により行わなければならない。

2 条例第15条第12項（条例第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による中止の届出は、工事中止届出書（様式第16号の13）により行わなければならない。

（野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

条例第15条第4項第2号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（土地の形質の変更）許可申請書
条例第15条第4項第3号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（鉱物の掘採、土石の採取）許可申請書
条例第15条第4項第4号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（水面の埋立て（干拓））許可申請書
条例第15条第4項第5号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（水位（水量）の増減）許可申請書
条例第15条第4項第6号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（木竹の伐採）許可申請書
条例第15条第4項第7号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（木竹の損傷）許可申請書
条例第15条第4項第8号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（植物の植栽・播種）許可申請書
条例第15条第4項第9号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（動物の放出）許可申請書
条例第15条第4項第10号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（汚水（廃水）の排出）許可申請書
条例第15条第4項第11号に掲げる行為	別に定める様式による特別地区内行為（車馬（動力船）の使用、航空機の着陸）許可申請書

2 [略]

（特別地区内の行為の完了等の届出）

第20条の5 条例第15条第12項（条例第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による完了の届出は、別に定める様式による工事完了届出書により行わなければならない。

2 条例第15条第12項（条例第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による中止の届出は、別に定める様式による工事中止届出書により行わなければならない。

（野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第21条 条例第16条第3項第4号の規則で定める行為は、第19条各号に掲げるものとする。

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第22条 条例第16条第3項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第20条第1号、第5号イからオまで、又は第9号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為(同条第1号又は第9号ウにあっては、工作物を新築することを除く。)

(2)～(4) [略]

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の許可の申請)

第23条 条例第16条第4項において準用する条例第15条第11項の規定による申請書の提出は、野生動植物保護地区内行為許可申請書(様式第17号)により行わなければならない。

2 [略]

(普通地区内における行為の届出)

第24条 条例第17条第1項の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を所管する局長に提出しなければならない。

区分	届出書
条例第17条第1項第1号に掲げる行為	普通地区内行為(工作物の新築(改築、増築))届出書(様式第18号)
条例第17条第1項第2号に掲げる行為	普通地区内行為(土地の形質の変更)届出書(様式第19号)
条例第17条第1項第3号に掲げる行為	普通地区内行為(鉱物の掘採、土石の採取)届出書(様式第20号)
条例第17条第1項第4号に掲げる行為	普通地区内行為(水面の埋立て(干拓))届出書(様式第21号)
条例第17条第1項第5号に掲げる行為	普通地区内行為(水位(水量)の増減)届出書(様式第22号)

2 [略]

(普通地区内及び環境緑地保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第21条 条例第16条第3項第5号の規則で定める行為は、第19条各号に掲げるものとする。

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第22条 条例第16条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第20条第1号、第5号イからオまで、又は第12号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為(同条第1号又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。)

(2)～(4) [略]

(野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の許可の申請)

第23条 条例第16条第4項において準用する条例第15条第11項の規定による申請書の提出は、別に定める様式による野生動植物保護地区内行為許可申請書により行わなければならない。

2 [略]

(普通地区内における行為の届出)

第24条 条例第17条第1項の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を所管する局長に提出しなければならない。

区分	届出書
条例第17条第1項第1号に掲げる行為	別に定める様式による普通地区内行為(工作物の新築(改築、増築))届出書
条例第17条第1項第2号に掲げる行為	別に定める様式による普通地区内行為(土地の形質の変更)届出書
条例第17条第1項第3号に掲げる行為	別に定める様式による普通地区内行為(鉱物の掘採、土石の採取)届出書
条例第17条第1項第4号に掲げる行為	別に定める様式による普通地区内行為(水面の埋立て(干拓))届出書
条例第17条第1項第5号に掲げる行為	別に定める様式による普通地区内行為(水位(水量)の増減)届出書

2 [略]

(普通地区内及び環境緑地保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第26条 条例第17条第6項第3号（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、第19条各号に掲げるものとする。

（普通地区内及び環境緑地保全地域内における届出等を要しない行為）

第27条 条例第17条第6項第4号（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1）～（5） [略]

（6） 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ウ [略]

エ 第20条第9号エからコまでに掲げる行為（同号カ及びキに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

オ [略]

（7） [略]

（公共的目的を有する法人）

第28条 [略]

第26条 条例第17条第6項第4号（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、第19条各号に掲げるものとする。

（普通地区内及び環境緑地保全地域内における届出等を要しない行為）

第27条 条例第17条第6項第5号（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1）～（5） [略]

（6） 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ウ [略]

エ 第20条第12号エからコまでに掲げる行為（同号カ及びキに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

オ [略]

（7） [略]

（公共的目的を有する法人）

第28条 [略]

（生態系維持回復事業の認定）

第28条の2 市町村以外の者が、条例第19条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

（1） その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ この条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

（2） その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

（3） その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

（生態系維持回復事業の認定の申請）

第28条の3 条例第19条の3第4項の申請書は、別に定める様式による生態系維持回復事業認定申請書によらなければならない

ない。

2 条例第19条の3第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第19条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第28条の4 条例第19条の3第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の認定の申請)

第28条の5 条例第19条の3第7項の申請書は、別に定める様式による生態系維持回復事業変更認定申請書によらなければならない。

2 条例第19条の3第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 変更後の生態系維持回復事業実施計画書

(2) 生態系維持回復事業を行う区域に変更があった場合は、変更後の区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地図

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第28条の6 条例第19条の3第9項の規定による届出は、別に定める様式による生態系維持回復事業軽微変更届により行わなければならない。

(市町村の行う生態系維持回復事業)

第28条の7 第28条の2から前条までの規定は、条例第19条の3第2項の規定に基づき市町村が行う生態系維持回復事業について準用する。この場合において、第28条の2中「条例第19条の3第3項の認定」とあるのは「条例第19条の3第2項の確認」と、「知事の認定」とあるのは「知事の確認」と、第28条の3第1項中「条例第19条の3第4項」とあるのは「条例第19条の3第10項において準用する同条第4項」と、「生態系維持回復事業認定申請書」とあるのは「生態系維持回復事業確認申請書」と、第28条の5中「条例第19条の3第7項」とあるのは「条例第19条の3第10項において準用する同条第7項」と、「生態系維持回復事業変更認定申請書」とあるのは「生態系維持回復事業変更確認申請書」と読み替えるものとする。

(環境緑地保全地域内における行為の届出)

第32条 条例第23条第1項の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を所管する局長に提出しなければならない。

区 分	届出書
条例第23条第1項第1号に掲げる行為	環境緑地保全地域内行為（工作物の新築（改築、増築））届出書（様式第23号）
条例第23条第1項第2号に掲げる行為	環境緑地保全地域内行為（土地の形質の変更）届出書（様式第24号）
条例第23条第1項第3号に掲げる行為	環境緑地保全地域内行為（鉱物の掘採、土石の採取）届出書（様式第25号）
条例第23条第1項第4号に掲げる行為	環境緑地保全地域内行為（水面の埋立（干拓））届出書（様式第26号）
条例第23条第1項第5号に掲げる行為	環境緑地保全地域内行為（木竹の伐採）届出書（様式第27号）

2 [略]

(届出を要する大規模開発行為)

第34条 [略]

2 条例第25条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した大規模開発行為届出書（様式第28号）を所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

3 [略]

(自然保護監視員の資格及び権限)

第35条 [略]

2 条例第27条第1項の規定に基づき自然保護監視員に行わせる権限は、条例第15条第4項、第16条第3項、第17条第1項若しくは第23条第1項の規定に違反し、又は第17条第2項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した行為について、その中止を命じ、又は条例第15条第4項の規定に違反する行為のうち同項第3号若しくは第5号から第8号までに掲げるもの、第17条第1項の規定に違反する行為のうち同項第3号若しくは第5号に掲げるもの又は第23条第1項の規定に違反する行為のうち同項第3号若しくは第5号に掲げるものについて、相当の期間を定めて原

(環境緑地保全地域内における行為の届出)

第32条 条例第23条第1項の規定による届出をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出書を所管する局長に提出しなければならない。

区 分	届出書
条例第23条第1項第1号に掲げる行為	別に定める様式による環境緑地保全地域内行為（工作物の新築（改築、増築））届出書
条例第23条第1項第2号に掲げる行為	別に定める様式による環境緑地保全地域内行為（土地の形質の変更）届出書
条例第23条第1項第3号に掲げる行為	別に定める様式による環境緑地保全地域内行為（鉱物の掘採、土石の採取）届出書
条例第23条第1項第4号に掲げる行為	別に定める様式による環境緑地保全地域内行為（水面の埋立（干拓））届出書
条例第23条第1項第5号に掲げる行為	別に定める様式による環境緑地保全地域内行為（木竹の伐採）届出書

2 [略]

(届出を要する大規模開発行為)

第34条 [略]

2 条例第25条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による大規模開発行為届出書を所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

3 [略]

(自然保護監視員の資格及び権限)

第35条 [略]

2 条例第27条第1項の規定に基づき自然保護監視員に行わせる権限は、条例第15条第4項、第16条第3項、第17条第1項若しくは第23条第1項の規定に違反し、又は第17条第2項(第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した行為について、その中止を命じ、又は条例第15条第4項の規定に違反する行為のうち同項第3号若しくは第5号から第12号までに掲げるもの、第17条第1項の規定に違反する行為のうち同項第3号若しくは第5号に掲げるもの又は第23条第1項の規定に違反する行為のうち同項第3号若しくは第5号に掲げるものについて、相当の期間を定めて原

状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

(標識)

第37条 条例第30条の規定による標識は、様式第32号による。

(協議、許可の申請又は届出の添付図書の省略等)

第38条 条例第14条第2項若しくは第22条第2項の規定による同意を得た行為、条例第15条第4項若しくは第16条第3項第6号の規定による許可を受けた行為又は条例第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出若しくは許可の申請又は届出にあっては、第14条第2項(第31条において準用する場合を含む。)、第18条第2項(第24条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第2項又は第34条第3項の規定により協議書、申請書又は届出書に添付しなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 [略]

3 第1項に該当するもののほか、条例第14条第2項若しくは第22条第2項の規定による協議の申出、条例第15条第4項若しくは第16条第3項第6号の規定による許可の申請又は条例第15条第9項、第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の規定による届出に係る行為が軽易なものであること、その他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

(標識)

第37条 条例第30条の規定による標識は、別に定める様式による。

(協議、許可の申請又は届出の添付図書の省略等)

第38条 条例第14条第2項若しくは第22条第2項の規定による同意を得た行為、条例第15条第4項若しくは第16条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出若しくは許可の申請又は届出にあっては、第14条第2項(第31条において準用する場合を含む。)、第18条第2項(第24条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第2項又は第34条第3項の規定により協議書、申請書又は届出書に添付しなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 [略]

3 第1項に該当するもののほか、条例第14条第2項若しくは第22条第2項の規定による協議の申出、条例第15条第4項若しくは第16条第3項第7号の規定による許可の申請又は条例第15条第9項、第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の規定による届出に係る行為が軽易なものであること、その他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第32号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県立自然公園条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の岩手県自然環境保全条例施行規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

4 施行日前に発生した事項につき第1条の規定による改正前の県立自然公園条例施行規則第2条の8(第3条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならないこととされている届書については、なお従前の例による。

5 施行日前に県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例(平成23年岩手県条例第24号。以下「一部

改正条例」という。)第1条の規定による改正前の県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)第7条第2項又は第3項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた県立自然公園条例第2条第3号キの施設については、一部改正条例第1条の規定による改正後の県立自然公園条例(以下「改正後の県立自然公園条例」という。)第7条第4項第5号に掲げる事項に係る変更について同意又は認可の申請書の提出を要しない。

- 6 第1条の規定による改正後の県立自然公園条例施行規則第4条の2及び第2条の規定による改正後の岩手県自然環境保全条例施行規則第16条の規定は、施行日以後にされる改正後の県立自然公園条例第10条第4項及び一部改正条例第2条の規定による改正後の岩手県自然環境保全条例第15条の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。